

電気工事業法 みなし登録電気工事業者の開始届に係る一覧表

(申請者)

(提出)

①	電気工事業開始届出書	
②	建設業の許可通知書の写し	
③	誓約書(申請者自身のもの)	
④	誓約書(主任電気工事士に関するもの) ※申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士にかわって営業所で業務を行う場合は不要	
⑤	主任電気工事士の従業員証明書 ※申請者自身が電気工事士であって主任電気工事士にかわって営業所で業務を行う場合は不要	
⑥	主任電気工事等の電気工事士免状の写し(又は電気工事士であることの証明書)	
⑦	主任電気工事士等の実務経験証明書(免状交付後、3年の実務経験) ※主任電気工事士等が第二種電気工事士の場合のみ提出が必要 ※証明主体は原則として電気工事業登録等を行い、雇用関係等にあったもの	
⑧	備付器具調書 ○一般用電気工事等を営む者 ・ 絶縁抵抗計 ・ 接地抵抗計 ・ 抵抗及び交流電圧を測定可能な回路計 ○自家用電気工事を営む者 上記一般用に加え ・ 低圧検電器 ・ 高圧検電器 ・ 継電器試験装置 ・ 絶縁耐力試験装置 ※上記器具の貸与を受ける場合、承諾書も記入すること	